

【高梁市感染症対策避難所マニュアル】

令和2年6月

《災害時の避難》

災害が発生、またそのリスクが高まった場合、危険な場所にいる人は避難することが原則です。避難とは、「難」を「避ける」ことであり、自宅等で安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はありません。

新型コロナウイルスなど感染症の感染リスクを抑えるためには、避難所での「密閉空間」「密集場所」「密接場面」のいわゆる「3密」状態を避けることが大切であり、本市では、避難所での3密を避けるため『分散避難』をお願いします。

分散避難とは、市が指定した避難所だけではなく、近くで安全に避難できる場所があれば自主的に避難いただくことや、安全が確保される親戚・知人宅、また車中避難など、指定避難所に集中せず、避難先を分散させる方法です。

一方で感染を恐れるあまり、避難を躊躇してはいけません。指定避難所への避難が必要な場合は、次のことに留意して迅速な避難を行ってください。

《感染症（新型コロナウイルス等）感染防止のため、避難に関して次の対策を行うこととします。》

(1) 事前の備え

- 自宅等で安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はない また避難先は、市が指定した避難所に限らないので、自宅での垂直避難、地域で定めた自主避難所や親戚・知人宅への避難、車中避難など可能な方法を事前に検討しておく
- 避難時の持参品にマスク、消毒液、体温計等を追加する
- 体調不良の人は、避難所への避難を控え、かかりつけ医や発熱外来等への連絡を行い指示を仰ぐ

(2) 避難所の開設

- 避難所開設チェックリストにより資機材を配備する
- 開設後は、保健師等が避難所を巡回する 避難所周辺の車中避難者についても留意する

(3) 受付時

- 受付従事者は、ガウン、ゴーグル、マスク、ゴム手袋を着用する
- 避難者の体調を聞き、良と不調の 2 列に分けて並ばせる 前後左右の間隔を 1m 以上空けて並ばせる
- 避難者はマスクを着用し手指消毒を行う マスクを所有していない人には配布する
- 避難者の健康状態について、
 - (1) 息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある
 - (2) 高齢者などの重症化しやすい人で発熱やせきなど比較的軽いかぜの症状がある
 - (3) 重症化しやすい人でなくても、発熱やせきなど比較的軽いかぜの症状が続いている等を確認し、検温を行う
- 症状がない人は、利用者登録手続きを行い、体調や体温を利用登録簿に記載して通常避難スペースへ誘導する
- 症状のある人は、別室避難スペースを設け誘導する

(4) 通常避難スペース

- 避難者滞在スペースに養生テープ等で 2m 四方の仕切り線を入れ、避難者の間隔を空ける
- 段ボール等を用いて間仕切りを設け飛沫の防止や、簡易ベッドにより直接床と接することをなるべく防ぐ
- 可能な限り複数の部屋へ避難者を分散させ、密集や密接を極力避ける
- 極度の密集が懸念される場合は、災害対策本部に指示を仰ぐ
- 発熱や体調不良の人が発生した場合は、別室避難スペースへ移動させる 自家用車で避難している人は、車中待機をお願いする

(5) 別室避難スペース

- 利用者登録手続きを行う(通常避難スペースで手続き済の人は不要) 症状や体温を利用登録簿に記載する
- 自宅、親戚、車中等への避難の可否を確認する 困難な場合は、別室避難スペースへ誘導する
- 各避難所の別室避難スペースは、別に示す

- 部屋が確保できる場合は、1人ずつ部屋を分ける できない場合は、できるだけ間隔をあけ、段ボール等で間仕切りを設ける
- 体調不良者が多数あり、別室避難スペースの確保が困難な場合は、災害対策本部に指示を仰ぐ
- 共用施設(トイレ・洗面所等)については、通常避難スペースとは別の箇所を使用する 別に準備できない場合は、同時使用を避け、消毒・換気を行ったのちに使用する トイレが分けられない場合は、簡易トイレを使用する
- 高梁市医師会に医師の派遣を要請する
- 以降は、医師等の指示に従う
- 感染の疑いがある人を含む傷病者の医療機関への搬送は、救急車を要請する
- 感染者及び濃厚接触者が確認された場合は、岡山県の指示に従い通常の避難者を別の避難所に移動させ、施設の消毒作業を行う

(6) 環境維持

- 常に清潔を意識させるため、トイレの使い方や手指消毒の実施等について、それぞれの場所に啓発掲示を行う
- 避難所の共用物品やドアノブ、手すり等人の触れる場所は、定期的に消毒し、実施時刻を記録する
- 食事を用意する場所、おむつ交換を行う場所、便や血液等で汚れた場所は、その都度消毒する
- 避難所で使用しているすべての部屋について、可能な限り換気を行い、最低1時間毎に数分間は2方向の窓を開けて換気を行う 夜間も状況に応じて可能な限り行う
- 避難が複数日に亘る場合は、毎朝全員の検温を行い利用登録簿に記載する
- 避難所を訪れる支援者等の入場については、避難所担当職員の指示を仰ぐ

(7) 自宅療養者の対応

- 新型コロナウイルス感染症の軽症者や濃厚接触者等が自宅療養を行っている場合は、感染症対策本部健康対策班、保健所等と十分に連携のうえで、適切な対応を行う